

第 7 8 号 議 案

新宿区危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例の  
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例の一部  
を改正する条例

新宿区危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例（平成 27 年新宿区条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中アを削り、イをアとし、同号ウ中「第 2 条第 1 号に規定する麻薬」を「第 2 条第 1 項第 1 号に規定する麻薬（同条第 2 項の規定により同号に規定する麻薬とみなされる物を含む。）」に、「同条第 4 号」を「同条第 1 項第 4 号」に、「同条第 6 号」を「同項第 6 号」に改め、同号中ウをイとし、エをウとし、同号オ中「に規定する」を「の」に、「閉そく用」を「閉塞用」に、「充てん料」を「充填料」に改め、同号中オをエとし、カをオとし、同号キ中「に規定する」を「の」に改め、同号キを同号カとし、同号ク中「キ」を「カ」に改め、同号クを同号キとする。

第 11 条中「キ」を「カ」に改める。

附 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号）の施行による麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）の改正等に伴い、規定を整備する必要があるため